

令和7年度(令和8年4月1日採用)  
別府市教育委員会会計年度任用職員【学校給食支援員】募集案内

- 1 職種 会計年度任用職員【学校給食支援員】
- 2 採用予定者数 1名（HPでの募集開始時の採用予定者数）
- 3 勤務条件
- (1) 勤務内容
- ・学校給食センターから小学校、幼稚園へ配達される学校給食について、児童・園児が行う準備・片づけ作業の手伝い
  - ・配膳室等の清掃及び片づけ

【具体的な業務内容】

1 受け入れ準備	○清掃等
2 幼稚園給食準備開始 小学校給食準備開始	○食缶、食器類かご等を台に置く ※コンテナから取り出す作業 【重量、数量の目安（学級数が多い学校）】 <ul style="list-style-type: none"><li>・食缶（6～8kg程度） 100個程度</li><li>・食器類かご（4kg程度） 50個程度</li><li>・牛乳ケース（クラス人数） 25箱程度</li></ul>
3 幼稚園給食終了後 小学校給食終了後	○使用後の食缶等をコンテナに収納 ○配膳室清掃、片づけ等

※配置される小学校で業務の内容や食缶等の数量が異なります。

- ・その他校長が学校運営上必要と認める業務
- (2) 勤務場所 別府市立小学校
- (3) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日  
なお、任用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。
- (4) 勤務日 月曜日から金曜日の給食実施日  
※原則として、学校休業日（祝日、学年始・夏季・冬季・学年末休業等）や行事等で給食が実施されない日は、休日となります。
- (5) 勤務形態 原則として午前11時から午後2時（休憩30分）までの1日2時間30分勤務  
※始業及び終業時刻は配置先により異なる場合があります。
- (6) 報酬 日額 2,829円  
※今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。
- (7) 時間外勤務 時間外勤務命令による勤務  
※時間外勤務を行った場合には単価に応じた割増報酬を支給します。
- (8) 費用弁償 条件により通勤に係る費用を支給します。
- (9) 期末手当 支給対象外
- (10) 社会保険等 労災保険等に加入 ※健康保険、厚生年金保険、雇用保険は加入対象外
- (11) 休暇等 年次有給休暇、忌引、官公署出頭等を本市の規定により付与します。

#### 4 受験資格

- (1) 平成20年4月1日までに生まれた人
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
  - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者でない者  
※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容は所定の誓約書の裏面を参照してください。
- (4) 日本国籍の有無について
  - ・日本国籍を有しない人も受験できます。
  - ・ただし、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。  
※他の会計年度任用職員（専門職）との併願はできません。

#### 5 申込及び試験について

- (1) 申込方法 所定の「申込書」及び「質問票」に必要事項を記入し、学校給食センター（下記「7 お問い合わせ及び申込書提出先」の住所）までお持ちになるか、簡易書留又は特定記録で郵送してください。簡易書留又は特定記録によらない場の事故等については、責任を負いません。
- (2) 受付期間 随時受付  
※受付時間：午前8時30分～午後5時  
※土、日及び祝日を除きます。
- (3) 試験日程等 受付後に、試験日時・会場を電話で連絡します。
- (4) 試験内容 面接試験
- (5) 合格発表 試験の結果は文書で通知します。

#### 6 採用後の注意点

- (1) 任用期間中の身分は、一般職の地方公務員となりますので、守秘義務、政治活動の制限等の義務が課せられます。
- (2) 兼業については、可能ですが、職務専念義務等の観点から以下の点にご注意ください。
  - ・職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - ・職員の職との間に特別な利害関係がない又は生ずるおそれがないこと。
  - ・職員の職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるおそれがないこと。
  - ・他の事業所と合わせて1日につき計8時間を超えて労働しないこと。
  - ・他の事業所と合わせて1週間につき計40時間を超えて労働しないこと。

#### 7 お問い合わせ及び申込書提出先

別府市教育委員会教育部 教育政策課 学校給食係（別府市学校給食センター内）

〒874-0820 別府市原町15番5号

電話：0977-24-5531

令和7年度(令和8年4月1日採用)  
会計年度任用職員【学校給食支援員】採用試験申込書

以下の項目についてすべて記入してください。(※印は除く。)

※ 受付	※ 郵便  来課	試験職種  会計年度任用職員【学校給食支援員】		受験番号  ※
		国籍 (いずれかに○をしてください)  日本 · 日本以外		(写真貼付) 上半身・正面・無帽 6ヶ月以内撮影 4.5cm×3.5cm (パスポートサイズ)  貼付して提出  (写真裏面に氏名記入)
		フリガナ		
氏名			昭·平 年 月 日	
			R8.4.1現在年令 ( )	
現住所	(〒 - )	電話 携帯 E-mail		
現住所 以外の連絡先	(〒 - ) 電話			
学歴	学校名		学部・学科・専攻等	
最終				
			在学期間  年 月 ↓ 年 月	
職歴	勤務先名称		勤務内容	
			所在地	
			在職期間  自 年 月 至 年 月	
			自 年 月 至 年 月	
			自 年 月 至 年 月	
			自 年 月 至 年 月	
別府市における他の職の申込状況			<input type="checkbox"/> 当該会計年度任用職員のみ <input type="checkbox"/> 他の専門職との併願不可 <input type="checkbox"/> 一般事務と併願	
普通自動車 第1種免許	昭和 平成 令和 年 月 日	□取得 □取得見込み □なし		
		その他資格・免許 (名称・取得年月日を記入してください)		
私は次のいずれにも該当していません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・別府市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者				
上記及び申込書に記載した事項は、事実と相違ありません。				
令和 年 月 日				
申込者氏名 (自署)				
志望動機				

令和7年度(令和8年4月1日採用)  
会計年度任用職員【学校給食支援員】採用試験申込書

以下の項目についてすべて記入してください。(※印を除く。)

受付	※		試験職種	受験番号		
	会計年度任用職員【学校給食支援員】			※		
来課	国籍 (いずれかに○をしてください)		(写真貼付) 上半身・正面・無帽 6ヶ月以内撮影 4.5cm×3.5cm (パスポートサイズ)			
	日本	・ 日本以外				
フリガナ	〇〇〇 〇〇〇	生年月日				
氏名	〇〇 〇〇	昭 平〇年〇月〇日			貼付して提出 (写真裏面に氏名記入)	
		R8.4.1現在年令 (〇)				
現住所	(〒874-0000)	電話 0977-11-1111 携帯 090-0000-0000				
		E-mail aa@bbb.beppu.oita.jp				
〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号						
現住所以外の連絡先	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 電話 00-0000-0000					
	〇〇県〇〇〇市〇〇町5丁目5番地					
学歴	学校名	学部・学科・専攻	在学期間	区分		
最終	〇〇大学	〇〇部 〇〇学科	平成〇年4月	<input checked="" type="checkbox"/> 卒業		
			平成〇年3月	<input type="checkbox"/> 卒業見込み		
職歴	勤務先名称	勤務内容	所在地	在職期間		
	〇〇市役所	事務(会計年度任用職員)	別府市上野口町1番15号	自 令和5年4月 至 令和6年3月		
	〇〇病院	医療事務	自 平成〇年4月 至 平成〇年3月			
			自 平成〇年4月 至 年3月			
				自己都合		
新しい履歴が上になるように記載してください。						
別府市における他の職の申込状況		<input checked="" type="checkbox"/> 当該会計年度任用職員のみ <input type="checkbox"/> 其他の専門職との併願不可 <input type="checkbox"/> 一般事務と併願				
普通自動車第1種免許	昭和平成17年4月1日 令和	<input checked="" type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 取得見込み <input type="checkbox"/> なし	その他資格・免許(名称・取得年月日を記入してください)			
私は次のいずれにも該当していません。 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・別府市として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入		実用英語技能検定2級		平成20年10月30日 取得		
		簿記3級		平成23年11月30日 取得		
				年月日 取得		
志望動機						
<b>必ず自署にて日付、氏名を記入してください。</b> 上記の記入欄は、手書きで記入して下さい。 ありません。 令和〇年〇月〇日						
申込者氏名(自署) <b>受験に係る配慮を希望する場合は、この欄に記入してください。</b>						

# 質問票

氏名	
----	--

以下の質問事項について、回答を記入又は該当する項目を○で囲んでください。

質問項目	記入欄	
1 健康状態について  ・その他健康状態について 気になることがあれば	良好 · 普通 · その他 ( )	
2 近親者について ※配置の参考とします。	なし · あり  市立幼稚園・小学校に 在籍(勤務)する園児・ 児童・生徒・教職員  続柄:  続柄:  続柄:	( 幼・小)  ( 幼・小)  ( 幼・小)

## 誓 約 書

私は、別府市教育委員会の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

- 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同項イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと(当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと)を、本誓約書をもって誓約いたします。

- 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和 年 月 日

【氏名(自署)】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律  
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、  
第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の  
罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律  
第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去  
等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令  
で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その  
他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する  
目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた  
者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であつ  
て、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定  
した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を  
受けすることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの